

一宮市上下水道事業有料広告要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道部が所有する財産等を広告媒体として活用し、自主財源の確保を行うため、有料で民間企業等の広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告主となり得る主体の範囲)

第2条 国、一宮市以外の地方公共団体及び法人その他の団体並びに個人事業主は、広告主となることができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 市税に滞納がある者
- (2) 本市において一般競争入札参加停止又は指名停止を受けている者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (4) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第6条に規定する暴力団等及びこれらと緊密な関係を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、一宮市水道事業等管理者（以下「管理者」という。）が広告として掲載することが適当でないとする者

(広告掲載の基準)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、公共性及び中立性を損なうことがなく、かつ、社会的信用度が高いものでなければならない。

2 広告内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 市の公共性、中立性若しくは品位を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (6) 宗教性のあるもの又は思想的なもの
- (7) 個人又は法人等の名刺広告又は意見広告
- (8) 青少年の保護又は健全な育成の観点から適切でないもの
- (9) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (10) 求人広告及びこれに類するもの
- (11) 良好な景観の形成を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 責任の所在又は広告の内容が不明確なもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、管理者が広告として掲載することが適当でないとするもの

(広告の募集等に係る手続)

第4条 広告の募集、申込み、審査及び決定等の手続は、あらかじめ、その性質に応じて、広告媒体ごとに定めなければならない。

2 前項の規定により手続を定めるに当たっては、その内容が公平かつ公正であるよう努めなければならない。

(審査会)

第5条 広告主及び掲載する広告の可否等を審査するため、一宮市上下水道部有料広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、経営総務課長、営業課長、計画調整課長、上水道整備課長、下水道整備課長、給排水設備課長、管路保全課長及び施設保全課長を委員として組織する。

なお、委員が出席できない場合は代理人を出席させることができる。

3 委員長は、営業課長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

5 審査会の庶務は、営業課において処理する。

（会議）

第6条 審査会の会議は、広告媒体に広告掲載を始めようとするとき、又は掲載する広告の可否について疑義が生じた場合において委員長が必要と認めたときに、委員長が召集する。ただし、委員長が認めるときは、会議の開催に代えて電子会議により審査を行うことができる。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に審査会への出席を依頼し、意見又は説明を求めることができる。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか広告媒体への広告掲載について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 13 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 19 日から施行する。